

○津山市水道条例

平成9年12月19日

津山市条例第55号

改正 平成12年3月17日条例第32号

平成12年12月21日条例第61号

平成14年12月20日条例第44号

平成17年1月14日条例第90号

平成23年12月20日条例第31号

平成25年12月25日条例第89号

平成27年3月24日条例第7号

平成28年12月20日条例第48号

平成31年3月19日条例第40号

令和元年9月25日条例第68号

(一部未施行)

津山市水道条例（昭和40年津山市条例第23号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条～第13条）

第3章 給水（第14条～第22条）

第4章 料金及び手数料（第23条～第30条）

第5章 管理（第31条～第40条）

第6章 貯水槽水道（第40条の2・第40条の3）

第7章 補則（第41条～第43条）

第8章 罰則（第44条・第45条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、津山市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 津山市水道事業の給水区域は、津山市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年津山市条例第39号）第2条第2項第1号に規定する区域とする。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- （2） 施行令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- （3） 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長をいう。
- （4） 給水装置 管理者が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （5） 給水装置工事 給水装置の新設、改造、移転、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- （6） 所有者 給水装置を所有する者をいう。
- （7） 使用者 給水装置を使用する者をいう。
- （8） 連合使用 管理者の承認を得て給水装置を2世帯以上が共同で使用することをいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の3種類とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯で専用するもの及び連合使用するもの
- （2） 共用給水装置 屋外に設置されたもので2世帯以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第5条 給水装置工事をしようとする者は、修繕工事の場合を除き、別に定める申請書により管理者にあらかじめ申込み、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、必要と認めるときは、給水装置工事を申込み者（以下「工事申込者」という。）に対し、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。
- 3 管理者は、第1項の給水装置工事において、配水管の布設その他の水道施設工事を要することとなる場合その他支障があると認めた場合は、当該給水装置工事の承認をしないことができる。

(第三者の異議への対処)

第6条 給水装置工事について、利害関係人その他の者から異議があるときは、当該工事申込者の責任において対処するものとする。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項に規定する給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者として指定したもの(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事(修繕工事を除く。)を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水管及び給水用具については、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事の施行上の条件を指示することができる。

(給水装置工事の費用負担)

第9条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、当該工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者がその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 路面復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(工事費の前納及び精算)

第11条 工事申込者は、工事費のうち、管理者が別に定める概算額を指定期間内に前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置の変更を必要とするときは、所有者又は使用者の同意がなくても、管理者の費用負担によりその工事を施行することができる。

(負担金の費用負担)

第13条 工事申込者は、次に掲げる加入金その他の費用を負担しなければならない。

(1) 加入金 給水装置の新設又は改造(メーター口径を増径する場合に限る。以下同じ。)のときの加入金は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、給水装置の改造工事の場合における加入金の額は、新メーターの口径に係る額と旧メーターの口径に係る額との差額とする。

メーターの口径	金額
20ミリメートル以下	120,000円
25ミリメートル	360,000円
40ミリメートル	1,080,000円
50ミリメートル	1,650,000円
75ミリメートル	4,000,000円
100ミリメートル	6,810,000円
150ミリメートル	14,900,000円
200ミリメートル以上	管理者が定める額

(2) 先行投資負担金

ア 管理者が、工事申込者に給水するため、配水管の新設若しくは改良を必要とするとき、又は管理者が将来の給水に应ずるため先行して布設した配水管であって、別に指定するものから分岐するときの先行投資負担金は、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金額
20ミリメートル以下	100,000円

25ミリメートル	370,000円
40ミリメートル	950,000円
50ミリメートル	1,500,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	6,000,000円
150ミリメートル以上	管理者が定める額

イ 第5条第3項の規定による給水装置工事の申込みが、配水管の布設を要する場合で、管理者と工事申込者が双方の費用で配水管を布設するときの先行投資負担金は、管理者が別に定める。

(3) 開発負担金 1平方メートル当たり300円に開発有効面積を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 先行投資負担金と開発負担金とは、重複して徴収しないものとする。

3 工事申込者は、加入金、先行投資負担金及び開発負担金（以下「加入金等」という。）を指定期間内に前納しなければならない。

4 既に納入された加入金等は還付しない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者はその責めを負わない。
(給水契約の申込み)

第15条 給水を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(所有者の代理人)

第16条 所有者が市内に居住しないときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人又は総代理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人又は総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 総代人を定める場合は、関係者連署のうえ届出をしなければならない。これを変更するときも同様とする。

3 管理者は、第1項の規定により選定された管理人又は総代人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置及び保管)

第18条 メーターは、管理者がその位置を定め、給水装置に設置する。

2 所有者若しくは代理人、使用者、管理人又は総代人（以下「使用者等」という。）は、通常要すべき注意をもってメーターを保管しなければならない。

3 使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は毀損した場合は、損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止等の届出)

第19条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 給水装置の種類を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防訓練に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 水道を消防用に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防、消防訓練又は管理者が特別に許可した場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防訓練又は前項の許可を得て使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(他の給水装置からの給水禁止)

第21条 使用者は、その家屋に既に給水装置があるときは、他の給水装置から給水を受けることはできない。

(非常災害等の場合の臨時使用)

第22条 管理者は、非常災害その他公益上必要があると認めたときは、給水装置及びその付属設備を無償で臨時に使用し、又は使用させることができる。この場合において、使用者等はこれを拒むことはできない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、給水装置ごとにその使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者及び連合使用によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表第1の規定により算定した基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(料金の算定)

第25条 管理者は、使用者ごとに、料金算定の基準日（以下「定例日」という。）を定めて、メーターの検針を行い、計量した給水量に基づき料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者が使用水量を認定する。

- (1) メーターの異常その他の理由により使用水量が不明なとき。
- (2) 第20条第1項の規定により私設消火栓を使用したとき。
- (3) 第22条の規定により臨時使用したとき。
- (4) 給水装置を無届使用したとき。

第27条 削除

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書による納入又は口座振替の方法により、隔月に2箇月分まとめて徴収する。ただし、一時的に水道を使用するときは、そのつど徴収する。

(手数料)

第29条 手数料は、別表第2の規定のとおりとし、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、申込み後にこれを納入させることができる。

(料金その他の費用の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、負担金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(使用者等の管理上の責任)

第31条 使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 前項において修繕工事を必要とするときは、管理者又は指定給水装置工事業者が行い、その費用は使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、これを徴収しないことができる。

3 管理者は、使用者等に対し、汚染防止又は障害除去のため必要な措置を命ずることができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

5 使用者等は、その家族、同居人、従業員等の行為により生じた損害についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第32条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、使用者等から請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知する。

(公道部分の維持管理)

第33条 給水装置のうち公道部分については、管理者が維持管理する。

(工事原因者の費用負担)

第34条 道路の新設、占用その他の理由により、給水管及び配水管（付属設備を含む。）の移設、修繕その他の工事を必要とするときは、管理者が施行し、これに要する費用は特別の理由があるものを除き、当該工事の原因者の負担とする。

(給水装置の事故による損害の責任)

第35条 給水装置の破損、漏水、濁水その他の事故によって、使用者等又は一般公衆に損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

2 管理者は、メーターの管理上その他必要があると認めるときは、受水槽以下の装置について調査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、使用者等の給水装置の構造及び材質が、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、使用者等の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 料金又は工事費を指定期間内に納付しないとき。
- (2) 使用者が、正当な理由がなく、第25条の規定によるメーターの検針又は第36条の規定による検査若しくは調査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第31条第3項の規定による命令を拒んだとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置を60日以上使用せず、かつ、使用者等の所在が不明なとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(給水管の切断)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該給水装置の給水管を切断することができる。

- (1) 第5条第1項の規定による管理者の承認を受けないで、給水装置工事をしたとき。

(2) 第38条の規定による給水停止の期間中に、その給水装置を使用したとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号の貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項の簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(開栓等に要する費用)

第41条 管理者は、第38条の規定による給水の停止又は第40条の規定による給水管の切断の処分を解除する場合は、当該処分に要した費用を使用者等から徴収する。

2 前項のほか、第39条の規定による給水装置の切離しの復原に要した費用を使用者等から徴収することができる。

(給水装置の権利義務継承)

第42条 所有者又は代理人は、給水装置の所有権を移転するときは、料金又は給水装置の修繕工事費を完納しなければならない。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

(過料)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条第1項の規定による承認を受けないで、給水装置工事をした者

(2) 正当な理由がなく、第18条第1項の規定によるメーターの設置、第25条の規定によるメーターの検針、第36条の規定による検査若しくは調査又は第38条の規定による給水の停止を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第24条の規定による料金、又は第29条の規定による手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正な行為をした者

(4) 第31条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
(料金等を免れた者に対する過料)

第45条 市長は、詐欺その他不正な行為により、第24条の規定による料金又は第29条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、津山市水道条例(昭和40年津山市条例第23号。以下「旧条例」という。)に基づいてなされた処分及び手続は、施行日以後においても、旧条例に基づいてなされた処分及び手続とみなす。

(勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)

3 勝北町及び久米町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、勝北町水道事業給水条例(昭和56年勝北町条例第30号)又は久米町水道事業給水条例(平成9年久米町条例第22号)(以下「旧各町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前に、勝北町及び久米町の区域内において、編入日の属する月の定例日に行ったメーターの検針により計量した使用水量に係る水道料金については、この条例の規定にかかわらず、旧各町の条例の例による。

5 編入日の属する月の定例日前に、旧各町の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、負担金及び手数料の取扱いについては、旧各町の条例の例による。

6 編入日前にした旧各町の条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧各町の条例の例による。

(簡易水道事業の統合に伴う経過措置)

- 7 津山市簡易水道事業給水条例及び津山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年津山市条例第31号）第1条の規定による改正前の津山市簡易水道事業給水条例（平成17年津山市条例第69号。以下「旧簡易水道条例」という。）第2条第3号に掲げる給水区域内において、旧簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 旧簡易水道条例第2条第3号の給水区域内において、平成24年4月の定例日（管理者が別に定める場合にあつては、管理者が指定する日）に行うメーターの検針により計量する使用水量に係る水道料金については、第24条の規定にかかわらず、旧簡易水道条例第23条の規定の例による。
- 9 津山市特別会計条例等の一部を改正する等の条例（平成28年津山市条例第48号）第7条の規定による廃止前の津山市簡易水道事業給水条例（以下「廃止前の簡易水道条例」という。）第2条各号に掲げる給水区域内において、廃止前の簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 10 廃止前の簡易水道条例第2条各号に掲げる給水区域内において、平成29年4月の定例日（管理者が別に定める場合にあつては、管理者が指定する日）に行うメーターの検針により計量する使用水量に係る水道料金については、第24条の規定にかかわらず、廃止前の簡易水道条例第23条の規定の例による。

付 則（平成12年3月17日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（適用区分）
- 3 この条例による改正後の津山市水道条例別表第1の規定は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める料金の算定について適用し、各号に定める適用期前の料金の算定については、なお従前の例による。
 - （1） 偶数月検針分 平成12年6月調定分からの料金
 - （2） 奇数月検針分 平成12年7月調定分からの料金

付 則（平成12年12月21日条例第61号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年12月20日条例第44号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年1月14日条例第90号）

この条例は、平成17年2月28日から施行する。

付 則（平成23年12月20日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月25日条例第89号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の津山市水道条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支払を受ける権利が確定する工事費について適用し、適用日前に支払を受ける権利が確定した工事費については、なお従前の例による。

3 新条例第13条第1項の規定は、適用日以後に支払を受ける権利が確定する加入金等について適用し、適用日前に支払を受ける権利が確定した加入金等については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の規定にかかわらず、適用日前から継続して供給している水道の使用で、適用日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するものに係る料金及び適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるものに係る料金（当該料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

付 則（平成27年3月24日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月20日条例第48号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条中津山市下水道条例第1条、第3条第3項、第9条の3第1項並びに第15条第1項及び第3項の改正規定、第21条第2項の改正規定（「前項の届出」を「前項の規定による届出」に改める部分に限る。）、第3条中津山市農業集落排水処理施設条例第9条第2項の改正規定、第5条中津山市水道条例第3条第5号、第8条第2項、第18条第3項、第24条、第39条、第40条の2第1項及び第40条の3第1項の改正規定並びに第6条中津山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第1条及び第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月19日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定（「切捨てた」を「切り捨てた」に改める部分に限る。）、第13条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第3号の改正規定（「切捨てた」を「切り捨てた」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の津山市水道条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定（「切捨てた」を「切り捨てた」に改める部分を除く。）は、平成31年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支払を受ける権利が確定する工事費について適用し、適用日前に支払を受ける権利が確定した工事費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第1項の規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分に限る。）は、適用日以後に支払を受ける権利が確定する加入金等について適用し、適用日前に支払を受ける権利が確定した加入金等については、なお従前の例による。
- 4 新条例第24条の規定にかかわらず、適用日前から継続して供給している水道の使用で、適用日から平成31年10月31日までの間に料金の額が確定するものに係る料金及び適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるものに係る料金（当該料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

付 則（令和元年9月25日条例第68号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第24条関係）

基本料金（2箇月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）			
メーターの口径	料金	種類	用途	使用水量	料金
13ミリメートル	1,600	専用給水装置	一般用	1立方メートルから20立方メートルまで	75
20ミリメートル	2,800			21立方メートルから40立方メートルまで	170
25ミリメートル	4,300			41立方メートルから60立方メートルまで	200
40ミリメートル	5,800			61立方メートルから200立方メートルまで	225
50ミリメートル	7,200			201立方メートル以上	245
75ミリメートル	8,600		湯屋用	1立方メートル	80
100ミリメートル	11,500	共用給水装置	一般用	1立方メートル	80
150ミリメートル	15,300			臨時用	1立方メートル

別表第2（第29条関係）

種類	種別	金額
受託工事の設計監督手数料	設計金額	5%に相当する額
第7条第1項の指定手数料	1件につき	円 10,000
第7条第2項の設計審査手数料	給水管口径25ミリメートル以下 1工事につき	3,300
	給水管口径40ミリメートル以上 1工事につき	4,500
第7条第2項の工事	給水管口径25ミリメートル以下 1工事につき	2,000

事検査手数料	給水管口径40ミリメートル 1工事につき	2,500
	給水管口径50ミリメートル 1工事につき	6,000
	給水管口径75ミリメートル以上 1工事につき	9,500
各種証明手数料	1件につき	300